

議案第 98 号

伊賀市役所の位置の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

伊賀市役所の位置の変更に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定しようとする。

平成 30 年 9 月 3 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市役所の位置の変更に伴う関係条例の整理に関する条例

(伊賀市公告式条例の一部改正)

第 1 条 伊賀市公告式条例(平成16年伊賀市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

別表伊賀市役所前掲示場の項中「上野丸之内116番地」を「四十九町3184番地」に改める。

(伊賀市社会福祉事務所設置条例の一部改正)

第 2 条 伊賀市社会福祉事務所設置条例(平成16年伊賀市条例第117号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「上野丸之内116番地」を「四十九町3184番地」に改める。

(伊賀市防災用行政無線の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 3 条 伊賀市防災用行政無線の設置及び管理に関する条例(平成16年伊賀市条例第226号)の一部を次のように改正する。

別表親局設備の項中「上野丸之内116番地」を「四十九町3184番地」に改める。

附 則

この条例は、平成31年 1 月 4 日から施行する。